

共家事・共育児に関するドキュメンタリープロジェクト実施業務仕様書

1 業務の名称

共家事・共育児に関するドキュメンタリープロジェクト実施業務

2 目的

男女が共に家事・育児の責任を分かち合うことでライフイベントとキャリア形成の両立が可能となる社会の実現を目指すため、共家事・共育児に関するエピソード（好事例等）を県民より募集し、そのエピソードを映像化して広く発信することで、県民の行動変革を強力に促進するとともに、固定的な性別役割分担意識のより一層の解消を図る。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 委託業務内容

（1）男性の家事・育児参画に関するドキュメンタリープロジェクトの実施

①ドキュメンタリープロジェクトの企画

以下の概要を基に、県民を対象としたプロジェクトを企画すること。

ドキュメンタリープロジェクトの概要

募集テーマ：男性の家事・育児参画に関するエピソード（1,600字以内）

- ・家庭内や職場での実体験等、共家事・共育児が促進できるような内容を想定

応募対象者：県内に居住又は県内に通勤・通学している全ての方

○3部門に分けてエピソードを募集

- ・若年層部門（学生～社会人なりたて を想定）
- ・子育て世代部門（20代後半～40代 を想定）
- ・シニア世代部門（50代以上 を想定）

募集期間：令和7年6月～9月末まで

作品映像化：応募されたエピソードについて、内容に沿った形で映像化する。

選定方法等：県と協議のうえ、映像化する作品を決定する。

景品等：動画化された作品の応募者には景品を贈呈する。

例）ＱＵＯカード3万円分 等

②ドキュメンタリープロジェクトの運営

以下の業務を行うこと

- ・ドキュメンタリープロジェクト応募要領の作成
- ・応募作品の集計及び整理
- ・応募作品のデータ及び応募者情報の管理

- ・映像化作品に係る選定基準の作成
- ・景品の手配
- ・映像化する作品の応募者の本人確認作業
- ・景品の発送及び到着確認
- ・その他ドキュメンタリープロジェクトの運営に必要な業務

③ドキュメンタリープロジェクト募集の周知・広報

以下の業務を行うこと。

○ドキュメンタリープロジェクトの募集案内の作成

- ・チラシやポスター、SNS等を活用し、プロジェクトの実施に関する効果的な周知を図ること。

④完成動画の周知・広報

以下の業務を行うこと。

- ・SNS（YouTube や Instagram 等）やテレビCM等を活用し、完成動画が広く県民に行き渡るような周知・広報を図ること。
- ・周知・広報の計画を示すこと。（実施内容、実施期間・タイミング、ターゲット属性等を記載）
- ・その他、効果的に周知・広報を図ることができる取組があれば積極的に実施すること。

⑤その他

プロジェクト全般に関する、より効果的な独自提案については、県と協議の上、決定すること。

⑥成果物

次の成果物を、本業務終了後に男女共同参画課へ提出すること。

- ・業務実施報告書 2部
- ・当該業務の遂行過程で取得、作成したデータ・資料等
- ・当該業務の遂行過程で制作したもの

（２）県民交流会の開催

以下の概要を基に、県民同士の交流会を実施すること。

県民交流会の概要

- ・（一財）山口県婦人教育文化会館が10月19日に行う「男女共同参画のための交流広場」の中の一つのプログラムとして、募集したエピソードを題材とした、男女共同参画推進に向けた県民同士の意見交換会を実施
- ・幅広い年齢層の参加者による意見交換
- ・会場は「カリエンテやまぐち」の大ホール（使用料は不要）
- ・参加人数は50名～100名程度
- ・時間は15分～30分程度

以下の業務を行うこと。

- ・交流会の司会、進行（ファシリテーター）
- ・参加者の募集
- ・交流会の様子、結果の広報

（３）応募作品の映像化について

①映像の視聴・使用方法

- ・本業務で制作する動画は、県ホームページに掲載し、ＰＣ、スマートフォン、タブレット等での視聴を想定。
- ・その他、県主催の関連イベントで放映する等を想定

②動画制作

プロジェクトの応募作品について、作品内容に沿った形で映像化し、県民が共家事・共育児について一層理解を深め、関心が深まるよう、演出、映像などを工夫した動画とすること。

項目	内容
制作数	３件（３分野それぞれのエピソードを動画化）
動画内容	・時間については３～５分程度とすること。 ・応募者の作品内容から逸脱しないような内容とすること。 ・字幕あり・なしの２パターンを制作すること。
広告用の動画	・YouTube や Instagram など、ＳＮＳ等を活用して広報するためのショート動画についても作成すること。 ・内容をコンパクトかつ分かりやすくまとめ、視聴者の興味や関心を引く動画とすること。
制作の流れ	①絵コンテ等の作成 エピソードコンテストの最優秀作品を基に、動画制作の骨子となる絵コンテ等を作成。 ②動画の撮影・編集・校正 ①を基に動画の撮影及び編集を行い、完成版納品日の１週間前までに試写用映像を提出。※確認及び校正を受けること。 ③完成版動画の納品 ②の訂正及び変更等を行い、完成版動画を納品 なお、制作の際には、応募者が自身の意向を反映させることが可能となる機会を適宜設けること。 ただし、応募者が希望しない場合はこの限りではない。
サムネイル	視聴者の目を引き、かつ、動画内容が一見して分かるようなサムネイル画像を作成すること。

【制作における留意点】

- ・撮影前に、男女共同参画課とシナリオ等について事前協議を行うこと。また、シナリオ等の校正は、撮影まで随時行うこととする。
- ・実写やイラスト、アニメーション等を用いて、効果的な動画を制作すること。
- ・撮影にあたって無人航空機(ドローン)を使用する場合については、飛行許可等の撮影に必要な手続きを受託者で行うこと。
- ・キャスト等の出演交渉、撮影交渉、権利保有者との交渉、契約締結、その他付随する業務全般は、委託業務に含まれるものとする。
- ・動画は掲載期間を定めずインターネット上(SNS、山口県公式ホームページ、動画投稿サイト)での動画再生(ストリーミング)を予定しているため、使用期間や利用範囲が限定されるものは避けること。

③映像の複製及びデータの提供方法

作成した映像を複製し、DVD化(2枚以上)及びインターネット上(SNS、山口県公式ホームページ、動画投稿サイト)に掲載可能なデータへ変換したものを提供すること。なお、データの納品方法は、USBやCD-ROM等の電子媒体で提供すること。

④納品先

山口県男女共同参画課

5 委託条件

(1) 著作権等

- ・業務で得た成果品に関する著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、山口県に帰属するものとする。また、受託者は、本件著作物に係る著作者人格権を行使しないものとする。
- ・第三者の著作物を使用するときは、受託者の負担で著作権処理を行うこと。

(2) 権利の侵害

- ・制作にあたって、他者の知的所有権を侵害しないよう特に留意すること。

(3) 映像出演者の了承

- ・SNSや山口県公式ホームページ、動画投稿サイトへの掲載によりインターネット上で動画再生されることについて、映像出演者(ナレーションを含む)の了承を得ていること。

(4) その他

- ・この契約の事務処理にあたっては、県と同様の個人情報に係る安全措置を講じる必要があり、また、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び別記「個人情報取扱特記事項」を順守すること。業務終了後においても同様とする。
- ・業務において男女共同参画課が必要と認め、指示した事項については、受託者はその指示に従うこと。
- ・男女共同参画課との連携を密に作業を行うこと。また、本仕様書に定めのない

事項及び業務を遂行する上で疑義や改善の必要性がある場合は、男女共同参画課と協議して定める。

- ・ 本委託業務を履行するために受託者が必要とする費用及び契約費用等の一切の費用は、委託料に含まれるものとする。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、この契約による業務の実施に当っては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び以下の事項を遵守し、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

（取得の制限）

第3 乙は、この契約による業務を実施するために取得する個人情報については、当該業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のため、アクセス制限の設定、個人情報が記録されている媒体の管理その他の必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の個人情報の管理に当たっては、管理責任者を定め、内部における責任体制を確保しなければならない。

3 乙は、この契約による業務の従事者に対して、その在職中であると職を退いた後であるとを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第6 乙は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（複写・複製等の禁止）

第7 乙は、甲の指示又は承認がある場合を除き、この契約による業務を実施するために甲から引き渡された個人情報記録された資料等の複写、複製、又は持ち出しを行ってはならない。

（再委託の禁止）

第8 乙は、この契約による業務を実施するための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託する場合を含む。）又はこれに類する行為（以下「再委託」という。）をしてはならない。

2 乙は、前項の承認を得て再委託をする場合には、再委託先に対し、甲及び乙と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

（再委託に係る連帯責任）

第9 乙は、再委託先の行為について、再委託先と連帯してその責任を負うものとする。

（再委託先に対する管理及び監督）

第10 乙は、再委託をする場合には、再委託をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託先に対し適切な管理及び監督をするとともに、甲から求められたときは、その管理及び監督状況を報告しなければならない。

（返還、廃棄又は消去）

第11 乙は、この契約による業務を実施するために甲から引き渡され、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報記録された資料等について、業務完了後、直ちに甲の指示に基づいて返還、廃棄、又は消去しなければならない。

2 乙は、前項の資料等を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

（遵守状況に関する報告）

第12 乙は、甲からこの特記事項の遵守状況について報告を求められた場合には、直ちにその状況を甲に報告しなければならない。

（監査等）

第13 甲は、この契約による業務の実施に伴う個人情報の取扱いについて、この特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査、実地検査又は調査（以下「監査等」という。）を行

うことができる。乙及び再委託先は、合理的事由のある場合を除き、甲又は甲の指定した者の行う監査等に協力しなければならない。

- 2 甲は、前項の目的を達成するため、乙及び再委託先に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の実施に関して必要な指示をすることができる。

（事故発生時における報告等）

第 14 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態が発生し、又は発生するおそれのあること（再委託先により発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。）を知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示のもとセキュリティ上の補完、情報の修復等の措置をとるとともに再発防止の措置を講じなければならない。

- 2 甲は、前項の事態が発生した場合には、個人情報の取扱いの態様、損害の発生状況等を勘案し、乙及び再委託先の名称等の必要な事項を公表することができる。

（契約の解除及び損害の賠償）

第 15 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

- 2 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者が損害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。